

二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組状況の考慮条件

1. 条件

- (1) 1. 1kWh当たりの二酸化炭素調整後排出係数、2. 未利用エネルギー活用状況、3. 平成30年度の再生可能エネルギー導入状況の3項目に係る数量を下記の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上あること。
(上記3項目にて70点に満たない場合は、4. 項目を加点項目として設定し、1～4の合計点数が70点以上であること。)

要素	区分	得点	
1. 平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素調整後排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)	0.000 以上	0.550 未満	70
	0.550 以上	0.575 未満	65
	0.575 以上	0.600 未満	60
	0.600 以上	0.625 未満	55
	0.625 以上	0.650 未満	50
	0.650 以上	0.675 未満	45
	0.675 以上	0.700 未満	40
	0.700 以上	0.725 未満	35
	0.725 以上	0.750 未満	30
	0.750 以上	0.775 未満	25
	0.775 以上	0.810 未満	20
	0.810 以上		0
2. 平成30年度の未利用エネルギー活用状況 (単位：%)	0.675 %以上		10
	0.000 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
3. 平成30年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位：%)	7.50 %以上		20
	5.00 %以上	7.50 %未満	15
	2.50 %以上	5.00 %未満	10
	0.00 %超	2.50 %未満	5
	活用していない		0
4. 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

(注) 各用語の定義は、別表「各用語の定義」を参照。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

「各用語の定義」

用語	定義
① 平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」（調整後排出係数）は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の二酸化炭素排出係数。</p>
② 平成30年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成30年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を平成30年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式）</p> $\text{平成30年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成30年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売は含まない。</p> <p>4. 平成30年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 平成30年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>① 平成30年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>② 平成30年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>③ 平成30年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2. 平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成30年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>